



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.tottori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ
<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
 鳥取市若葉台南1-17
 TEL(0857) 52-7300 FAX 52-7311
 編集責任者 村澤 幸二

鳥取労働局行政運営方針について

【鳥取労働局行政運営の基本方針】

鳥取労働局は、鳥取県内の皆様の生活の保障及び向上を図り、地域経済の発展に寄与するため、労働条件その他の労働者の働く環境の整備及び職業の確保を図ることを任務とし、働きがいのある人間らしい仕事や仕事と生活の調和を推進し、鳥取県における総合労働行政機関と

して、各種施策の効果的な運営を目指します。

このため、各種の行政課題に対し、鳥取労働局では毎年度「行政運営方針」を策定しています。平成29年度は、以下の項目を最重点施策として、より効率的、効果的な行政運営を行うこととしています。

平成29年度 行政運営方針 最重点施策及び数値目標

1 地域の実情に即した「働き方改革及び地方創生」の実現と女性活躍の推進

○ 「働き方改革」の取組の推進	【目標】 年次有給休暇の取得率 平成28年度調査結果以上
○ 女性活躍の推進	【目標】 101人以上県内企業の女性活躍推進法に基づく行動計画策定率 100% ※ 2026年までの長期目標

2 ハローワークによる効果的なマッチングの充実と人材確保対策及び正社員就職支援の更なる推進

【目標】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 常用就職件数 11,500件以上 ・ 求人充足件数 11,200件以上 ・ 雇用保険受給者の早期再就職件数 3,000件以上 ・ 介護・看護・保育分野の就職件数 1,600件以上 ・ 建設分野の就職件数 376件以上 ・ 正社員求人数 25,336人以上 ・ 正社員就職件数 5,025件以上
--

3 安全で健康に働ける環境づくり

○ 働き過ぎ防止に向けた取組の推進	【目標】 1か月当たりの所定外労働時間 前年度以下
○ 労働災害防止対策の推進	【目標】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 休業4日以上死傷者数 396人以下 ・ 死亡災害の減少
○ メンタルヘルス対策の推進	【目標】 メンタルヘルス対策を実施している事業場の割合 80%以上

平成29年度全国安全週間の実施について

1 趣旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で90回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的に減少し、平成28年の労働災害については、死亡災害は2年連続で1,000人を下回る見込みである。

しかしながら、休業4日以上死傷災害(以下単に「死

傷災害」という。)は前年より増加する見込みで、死亡災害についても平成28年11月から平成29年2月まで4か月連続で前年同月を上回っている状況である。これらの要因としては、基本的な安全管理の取組が労働者に徹底されていないこと、第三次産業においては、多店舗展開企業等の傘下の店舗等に安全担当者がおらず、安全活動が低調となっていることなどが考えられる。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、平成29年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動 未来へつなげよう安全文化

2 期間

平成29年7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、平成29年6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 実施者

各事業場

4 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

(1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥ 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

(2) 継続的に実施する事項

① 安全衛生活動の推進

ア 安全衛生管理体制の確立

- (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化

イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

- (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- (イ) 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの普及促進

- (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- (イ) SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進(「ラベルでアクション」の取組の推進)

オ その他の取組

- (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
- (ウ) 職場点検、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
- (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
- (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
- (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- (エ) トラックの逸走防止措置の実施
- (オ) トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

ウ 製造業における労働災害防止対策

(次頁につづく)

(前頁のにつづき)

- (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
 - (イ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
 - (ウ) 鉄鋼業等の装置産業の事業場における老朽化設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- エ 建設業における労働災害防止対策
- (ア) 一般的事項
 - a 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - b 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - c 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、ハーネス型安全帯の積極的な使用
 - d 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - (イ) 東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策
 - a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- オ 林業の労働災害防止対策
- (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
 - (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保
- ③ 業種横断的な労働災害防止対策
- ア 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）
- (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
 - (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施
- イ 交通労働災害防止対策
- (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を

- 確認する乗務開始前の点呼の実施
- ウ 非正規雇用労働者等に対する労働災害防止対策
 - (ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実
 - (イ) 非正規雇用労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
 - (ウ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施
- エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症クールワークキャンペーン）
 - (ア) WBGT値（暑さ指数）による適正な作業環境管理、作業管理の実施
 - (イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適應する期間）の設定
 - (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
 - (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を踏まえた健康管理
 - (オ) 熱中症予防に関する労働衛生教育の実施

5 主唱者、協賛者の実施事項

- 全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。
- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
 - (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
 - (3) 安全パトロール等を実施する。
 - (4) 安全講習会等を開催する。
 - (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
 - (6) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
 - (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
 - (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

賃金関係の調査にご協力をお願いします

鳥取労働局では、毎年、次の3つの賃金に関する調査を行っています。

① 賃金改定状況調査

賃金改定状況調査は、中央最低賃金審議会における目安審議に資することを目的として、本年と昨年の6月分の賃金について改定状況を調査するものです。

② 最低賃金に関する基礎調査

最低賃金に関する基礎調査は、鳥取地方最低賃金審議会における最低賃金の改正審議に資することを目的として、本年6月分の賃金支給状況を調査するものです。

③ 賃金構造基本統計調査

賃金構造基本統計調査は、主要な産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数別等に明らかにすることを目的として、昭和23年以降実施しており、6月分の賃金支給状況について全国的に調査を行うものです。

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、調査結果は報告書として公表され、事業場における賃金決定の資料等に広く利用されています。

これらの調査は、個別の事業場の名称が公表されることはありません。また、その調査目的以外には使用することはありません。

調査票が届いた事業場におかれましては、ご協力をお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、鳥取労働局労働基準部賃金室（☎0857-29-1705）までお問い合わせください。

【平成29年度(第45回)鳥取県産業安全衛生大会】

日 時：平成29年7月4日(火)

場 所：倉吉未来中心 大ホール

(倉吉市駄経寺212-5)

主な内容：各災害防止団体等の表彰
事業場からの活動事例発表
特別講演
大会宣言 など

※ 多数の皆様のご参加をお願いします。

労働保険年度更新は早めの手続きを!!

労働保険の年度更新手続きの時期となりました。

平成29年度の労働保険年度更新は、6月1日(木)から7月10日(月)までの間に「平成28年度の確定保険料」及び「平成29年度の概算保険料」並びに「石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金」の申告・納付手続きが必要となりますので、申告・納付手続きをお願いします。

労働保険年度更新申告書等の関係書類は、5月末に厚生労働省から各事業主あてに発送いたします。

申告書は、期間中、県内各所に設ける集合受付会場、最寄りの金融機関・郵便局・鳥取労働局等で受け付けます。

◎インターネットを利用した電子申請・電子納付の利用も可能です。待ち時間を気にせず手続きできますので、ご利用ください。詳しくは、「電子政府の総合窓口(e-Gov)」(<http://www.e-gov.go.jp/>)をご覧ください。

◎労働保険年度更新に関するお問い合わせは、コールセンターをご利用ください。

開設期間は、5月31日(水)から7月12日(水)です。

受付時間：9時～17時まで(月～金曜日)

電話番号：(フリーダイヤル) 0120-335-546

◎平成29年4月1日より、雇用保険料率が改定されました。平成29年度の失業等給付の雇用保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに1/1000ずつ下がりました。

◎申告書の作成や納付の方法等については、申告書に同封されている「労働保険年度更新 申告書の書き方」をご参照ください。

特に、一括有期事業の申告にあたっては、請負金額により貸金総額を算定する場合、工事の開始時期により消費税の取り扱い及び消費税率等に係る暫定措置の適用の有無にご留意ください。

◎法人の行う事業については法人番号の記入が必要でありますので、申告書の法人番号欄が空欄の事業場は、法人番号を記入してください。

◎集合受付会場においては、事故防止のため保険料納付の取り扱いは行っておりませんので、金融機関での保険料納付をお願いいたします。

詳しくは、鳥取労働局総務部労働保険徴収室

(☎0857-29-1702)までお問い合わせください。

平成29年度 年度更新集合受付 開催日程

地区	月日	時間	会場
東 部	6月13日(火)	9:00～17:00	鳥取労働局 (4階会議室)
	6月14日(水)	9:00～17:00	鳥取労働局 (4階会議室)
	6月16日(金)	9:00～17:00	鳥取労働局 (4階会議室)
	6月20日(火)	10:00～16:00	とりぎん文化会館 (第2会議室)
	6月28日(水)	10:00～16:00	とりぎん文化会館 (第2会議室)
	7月4日(火)	10:00～16:00	とりぎん文化会館 (第2会議室)
	7月10日(月)	9:00～17:00	鳥取労働局 (4階会議室)
中 部	6月21日(水)	10:00～16:00	倉吉地方合同庁舎 (4階会議室)
	6月26日(月)	10:00～16:00	倉吉地方合同庁舎 (4階会議室)
	6月30日(金)	10:00～16:00	倉吉地方合同庁舎 (4階会議室)
	7月10日(月)	10:00～16:00	倉吉地方合同庁舎 (4階会議室)
西 部	6月19日(月)	10:00～16:00	米子食品会館 (大ホール)
	6月22日(木)	10:00～16:45	米子食品会館 (大ホール)
	6月23日(金)	9:30～16:00	境港商工会議所 (展示室)
	6月27日(火)	10:00～16:00	米子食品会館 (大ホール)
	6月29日(木)	11:00～15:00	日野町山村開発センター (小会議室)
	7月3日(月)	10:00～16:00	米子食品会館 (大ホール)
	7月10日(月)	10:00～16:00	米子食品会館 (新館2階会議室)

○ 事業主様を対象とした労働保険年度更新説明会の実施予定はありませんので、ご承知ください。

○ 労働保険事務組合に労働保険関係事務を委託している事業主様は、労働保険事務組合を通じて申告・納付をお願いします。

着任のご挨拶



鳥取労働局 労働基準部
監督課長 宮崎健治

このたび4月1日付けで鳥取労働局労働基準部監督課長を拝命いたしました宮崎です。鳥取県労働基準協会並びに会員の皆様方におかれましては、日頃より、労働基準行政の運営に当たりまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

私は、労働基準監督官として、岩手局を振出しに、兵庫局、大阪局と監督行政一筋に歩んで参り、前職は、大阪の泉大津労働基準監督署で署長を務めさせていただいておりました。

鳥取で勤務をさせていただくに当たり、大阪の鳥取に勤務経験のある諸先輩方からは、鳥取は人情に厚くいところだよと教えられましたが、私自身、ひしひしとそれを実感しています。

さて、働き方改革につきましては、今や政府施策の中心に位置づけられており、鳥取県においても鳥取働き方改革推進会議が回を重ねて開催されています。

長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止は、労働基準行政における最重点取組課題であり、時間外・休日労働時間数が1か月80時間を超える事業場に対する全数監督の実施など、その取組の強化が図られていることはすでに御案内のとおりです。

また、労働災害防止につきましては、本年は第12次労働災害防止計画の最終年であります。『安全「見える化」とっとり運動』をはじめとした災害防止対策を積極的に展開していくなど、目標達成に向けて危機感を持ってしっかりと取組を行って参ります。

会員の皆様におかれましては、格別の御支援、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、貴協会のますますの御発展と会員皆様方の健勝を心より祈念し、着任の御挨拶とさせていただきます。



鳥取労働局 労働基準部
健康安全課長 仲浜弘昭

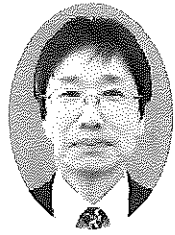
このたび4月1日付けで労働基準部健康安全課長を拝命しました。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、平成28年の労働災害は461件で前年に比べ1件の減少にとどまり、第12次労働災害防止計画の目標値410件には達しませんでした。

本年度は防止計画の最終年度となりますが、引続き、『安全「見える化」とっとり運動』を推進することとし、特に災害が増加傾向にある第三次産業での災害防止活動の活性化や全体の25%を占める転倒災害の防止に取組むこととしています。

また、鳥取産業保健総合支援センターと協力し、ストレスチェック制度の実施をはじめとするメンタルヘルス対策に取組む事業場への支援を行うほか、疾病を抱える労働者が治療と職業生活を両立できるよう事業場で必要となる支援の周知にも取組みます。

労働者の健康と安全を取り巻く状況は大変厳しくなっています。鳥取県労働基準協会並びに会員の皆様にはより一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。



鳥取労働局 労働基準部
労災補償課長 高田 尚

このたび、4月1日付けで労働基準部労災補償課長を拝命いたしました。鳥取労働基準協会並びに会員の皆様におかれましては、日頃より、労災補償行政の運営に当たりまして、格別のご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、近年、職場におけるハラスメントによる精神障害、長時間労働による脳・心臓疾患及び化学物質による健康障害等の労災請求や裁判の結果がマスコミ等で繰り返し報道されるなど、労災認定に対する国民の皆さまの関心がより一層高まっております。

最近の労災請求の状況をみますと、全国では精神障害に係る労災請求件数は1515件と3年連続で増加しており、脳・心臓疾患に係る労災請求件数も高い水準で推移しています。また、石綿関連疾患の労災請求件数は1063件と、これもまた高止まりとなっています。鳥取県におきましても、これらの事案に関する労災請求が、毎年、相当件数なされている状況が続いております。

このような精神障害、脳・心臓疾患及び石綿関連疾患などの労災認定は、業務上・外の判断につきましては、医学的な専門事項を含み調査事項が多岐にわたるなど複雑困難な調査事案となっており、判断までに一定の期間を要するものとなっております。しかしながら、労災補償給付の基本であります迅速、適正な事務処理の確保のため労働局と監督署が一体となり請求事案の調査を進めて行く所存でございますので、会員の皆様のご理解とご協力を頂きますよう改めてお願い申し上げます。

最後になりましたが、一般社団法人鳥取県労働基準協会並びに会員の皆様のご健勝を祈念申し上げ、着任のご挨拶とさせていただきます。



鳥取労働基準監督
署長 木村 靖

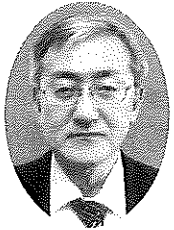
4月1日付けで、鳥取労働基準監督署長を拝命しました木村です。よろしくお願いいたします。

鳥取県労働基準協会東部支部並びに会員事業場の皆様方には、日頃から労働基準行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

労働基準行政には取り組むべき大きな課題が二つあります。一つは長時間労働の抑制、もう一つは労働災害防止対策です。どちらも行政にとっては重要な課題であり、同時に会員事業場の皆様方にとっても、企業の発展のためには解決すべき問題でもと考えています。

働く人にとって「安全・安心」な職場を作ることを目指す会員事業場の皆様方に、できるだけ有益な情報を提供し、取組のサポートをしたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

最後になりますが、会員事業場の益々のご発展と皆様方のご健勝を祈念しまして、着任のご挨拶とさせていただきます。



米子労働基準監督
署長 森下 芳 則

このたび4月1日付で米子労働基準監督署長を拝命いたしました。

3月までは鳥取産業保健総合支援センターで副所長を2年間しておりました。

米子署は平成6年4月に、一課長（現在の監督課長）として着任し、三年間勤務いたしました。

20年ぶりの米子署勤務ですが、署長として、西部地域の行政課題に取り組んでいきます。

さて、今年度は「働き方改革」の推進などを通じた労働環境整備のため、長時間労働の是正等に取り組むことにしています。

また、第12次労働災害防止計画の最終年で、被災労働者数の減少、メンタルヘルス対策に取り組む事業場割合80%など、積極的に取り組むことにしています。

これらの実現のためには、会員の皆様のご協力が不可欠です。会員の皆様、ご理解をいただき、より一層のご支援、ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

東部支部だより

平成29年度 東部支部定期会員会議開催

東部支部の平成29年度定期会員会議は、去る4月26日に、鳥取市富安の「対翠閣」において、来賓として鳥取労働局の河野労働基準部長、宮崎監督課長、仲浜健康安全課長のお三方、鳥取労働基準監督署から木村署長を迎え、委任状出席を含め318名の参加を得て開催されました。

当日は、竹中支部長の挨拶、来賓を代表して河野部長と木村署長のお二方からお祝辞をいただいた後、竹中支部長を議長に選出して、①平成28年度事業並びに決算報告、平成29年度事業並びに予算案の審議が行われ、いずれも原案どおり可決承認されました。

議事の審議が終了後、会員研修として、鳥取労働局の平成29年度行政運営方針の概要について、それぞれ担当分野の取組について宮崎課長と仲浜課長からわかりやすく説明を受け、定期会員会議を終了しました。（決算並びに予算の概要は別表のとおり。）

倉吉労働基準監督
署長 今井 敏 仁



4月1日付けで、倉吉労働基準監督署長を拝命しました今井です。

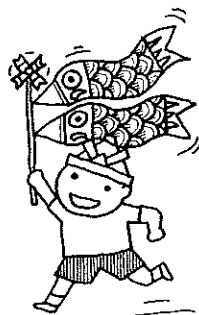
鳥取県労働基準協会中部支部並びに会員の皆様には日頃より当署の行政の推進にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

私は、前職は鳥取労働局雇用環境・均等室で働き方改革、男女雇用均等法、ハラスメント対策、労働契約法など労働基準行政とは少し離れた業務を行ってまいりました。そのお蔭で労働行政全般を俯瞰することができたと思っており、この経験を労働基準行政の推進に活用したいと考えています。例えば、第一線機関である労働基準監督署は、労働基準行政のみならず、労働行政全般的の取り組みがわかる情報発信の場にできないかと考えております。

当署は鳥取労働局でも最も小さい署でございますが、その分、監督・安全衛生・労災部署の業務のきめ細やかな連携も容易であると思っておりますので、フットワークのよさで、地域の皆様のお役にたてるよう、そして、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害の防止、労働災害の減少、労災保険給付の迅速適正な処理を重点課題として労働者が安心して働くことができる職場が増えるよう行政を進めてまいります。

会員の皆様には、今後とも行政の推進にご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、会員の皆様の益々の発展を祈念いたしまして着任のご挨拶とさせていただきます。



平成28年度決算書（経常収益）単位:円(以下、同じ)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
会 費 収 入	3,600,000	3,650,500	50,500
事 業 収 益	8,850,000	10,471,038	1,621,038
雑 収 益	400,500	520,142	119,642
当 期 収 入 計	12,850,500	14,641,680	1,791,180
前 期 繰 越 金	5,852,072	5,852,072	0
収 益 合 計	18,675,572	20,466,752	1,791,180

平成28年度決算書（経常費用）

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
事 業 費	13,988,950	12,563,958	△1,424,992
管 理 費	1,116,050	1,209,529	93,479
予 備 費	3,570,572	0	△3,570,572
経 常 費 用 計	18,675,572	13,773,487	△4,902,085
収 支 差 額	0	6,693,265	6,693,265

平成29年度予算書（経常収益）

科 目	予 算 額	前年度予算額	差 異
会 費 収 入	3,600,000	3,600,000	0
事 業 収 入	9,140,000	8,850,000	290,000
雑 収 益	400,200	400,500	△300
当 期 収 入 計	13,140,200	12,850,500	289,700
前 期 繰 越 額	6,693,265	5,825,072	868,193
収 益 合 計	19,833,465	18,675,572	1,157,893

平成29年度予算書（経常費用）

科 目	予 算 額	前年度予算額	差 異
事 業 費	14,124,200	13,988,950	135,250
管 理 費	1,239,350	1,116,050	123,300
予 備 費	4,469,915	3,570,572	899,343
経 常 費 用 計	19,833,465	18,675,572	1,157,893

「鳥取地区建災防」定期総会開催 一新年度はCPDS(継続研修)研修開催も一

鳥取地区建設業災害防止協議会(会長西田正人)では、平成29年度定期総会を、去る4月20日に、鳥取市富安の「対翠閣」において、来賓として鳥取労働基準監督署の木村署長、西川安全衛生課長を迎え開催しました。

当日は、西田会長の挨拶、来賓を代表して木村署長からお祝辞をいただいて始まり、まず、恒例となっている平成28年度における全工事無災害事業場2社と特定の有期工事無災害を達成された3工事の無災害表彰を行い、西田会長から該当事業場等に表彰状が授与されました。

次に西田会長を議長に選出して、①平成28年度事業並びに決算報告、平成29年度事業ならびに予算案、任期満了に伴う役員の改選が行われ、新しく会長に東洋建設(株)山陰営業所の萩原龍二所長を、副会長にやまこう建設(株)の鶴石健治氏を選出しました。

また、定期総会に先立って、鳥取市内の聖神社において安全祈願を行い、今年度の会員事業場のゼロ災を祈念しました。

当協議会では、昨年度初めて鳥取県の加点研修と位置づけた安全衛生管理研修を開催しましたが、新年度は事業計画の中で、年度の後半に当たる11月と12月の2回にわたり「CPDS(加点研修)」を開催する計画を持っております。

他の実施機関が実施される研修を受講し損ねるなどから、その単位数のフォローのためにも、是非実施して欲しいという強い要望に基づき計画するものですが、このCPDS研修は、原則として鳥取地区建設業災害防止協議会の会員を対象として計画をすることとしております。現在の当協議会の会員数では、人数に不足が生じる恐れがあり、当該研修を受講希望の事業場がありましたら、是非、新規加入を申し出てくださいたいとしております。

ご入会をご希望される向きは、

(一社)鳥取県労働基準協会東部支部内
鳥取地区建設業災害防止協議会事務局
電話0857-52-5060

までご一報ください。

西部支部だより

労働災害防止計画を ご存じですか

みなさまは「労働災害防止計画」をご存じでしょうか。「労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために国が労働災害減少に関する目標とその達成に向けた重点的な取組み事項を定めた中期計画であり、昭和33年から5年ごとに定めています。

現在は、「第12次労働災害防止計画」の取組み期間(平成25年度から平成29年度)中です。

鳥取労働局における「第12次労働災害防止計画」の労

働災害減少に関する数値目標としては、全産業と重点業種(労働災害の多発業種や重篤災害発生業種)の数値目標が以下のとおり定められています。

死亡災害；H20～24年の件数に比べ、

- ・全産業、建設業のH25～29年死亡件数を各々15%、20%以上減少させる。

死傷災害；H24年の件数に比べ、

- ・全産業では、H29年死傷件数を15%以上減少させる。
- ・重点業種では、H29年死傷件数を、小売業で20%以上、社会福祉施設(介護施設)で10%以上、飲食店で25%以上、林業で15%以上、陸上貨物運送事業で15%以上、製造業で15%以上減少させる。

鳥取労働局第12次労働災害防止計画の数値目標に対応した、米子労働基準監督署管内の目標数値及びその進捗状況は、別表のとおりであり、計画の最終年である平成29年に全産業及び林業を除く重点業種の数値目標を達成することは極めて困難な状況にあります。

つきましては、労働災害の一層の減少を図ることが重要であり、そのための有益な情報が下記のとおり提供されています。会員各位には、労働災害防止計画に基づき、これらの各種情報を活用し、自主的な安全衛生管理活動の活性化を図っていただきますようお願いいたします。

第12次労働災害防止計画に対応した 米子署管内の目標数値とその進捗状況(別表)

(死亡災害)

	H20～24年の件数	目標数値(件)	H25～28年の件数
全産業	18	15	4
建設業	2	1	3

(死傷災害)

	H24年の件数	目標数値(件)	H28年の件数
全産業	217	184	225
重点業種	小売業	17	30
	社会福祉施設	10	17
	飲食店	4	5
	林業	11	5
	陸上貨物運送業	17	30
製造業	58	49	52

●各種情報を掲載したホームページ

・第12次労働災害防止計画について

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/anzen/anzenisei21/index.html

・鳥取労働局版第12次労働災害防止計画

http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/topics/114621/_118464.html

・職場のあんぜんサイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>

・働く人に安全で安心な店舗・移設づくり推進運動特設サイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>

・こころの耳(働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト)

<http://kokoro.mhlw.go.jp/>

特別教育、研修会等の開催ご案内

1. アーク溶接等業務特別教育 (受講申込受付中)
学科 5月22日(月)・5月23日(火)
実技 5月23日(火)～5月26日(金)
2. 足場の組立等特別教育 5月31日(水)
3. 熱中症予防労働衛生教育 6月6日(火)
4. 5t未満クレーン運転業務特別教育
学科 6月12日(月)・6月13日(火)
実技 6月18日(日)
5. 安全管理者等安全担当者研修
6月20日(火)

多数の方の受講をお待ちしています。

申込み・問合せ先

(一社)鳥取県労働基準協会西部支部

電話 0859-34-5876

中部支部だより

労働災害増加傾向に注意

平成29年に入ってから、倉吉労働基準監督署管内では、休業4日以上労働災害件数が増加しています。

平成29年1月から3月までの休業4日以上労働災害は25件と、前年同期の11件の2倍を超えました。この25件の中には、地震の復旧工事によるものが2件、大雪によるものが2件と、時期的な事情により発生した災害もありますが、それを差し引いても前年の発生件数を大きく上回っており、決して特殊な事情に起因するものばかりとは言えません。

また、災害は、特定の業種によるものだけでなく、幅広い業種において増加している傾向が見られます。災害の種類も、転倒が9件、機械などにはさまれたり巻き込まれたりしたものが5件、高所からの墜落・転落が5件、物に激突したり激突されたりしたものが4件、重量物の持ち上げなど無理な動作によるものが2件と、様々な種類の災害が発生しています。

業種から見ても、災害の種類から見ても、ある一定の原因で特定の災害が増えているというよりは、災害自体が全体的に増加していると分析することができます。即ち、何が効果的な対策か、という判断が難しく、この点からも、深刻な状況にあると言えます。

25件という数は、前年だけでなく過去の平均と比べても、極めて高い発生件数であり、今後の増加に歯止めをかけるため、とりくみを進めていかなければなりません。まずは、現在労働災害が多発しているという事実をお知らせいたします。

新年度を迎え、各事業場の皆様も、清々しい新鮮な気持ちで業務に臨んでおられることと存じますが、事業場

内で人員や体制の変化もあり、慌ただしく、災害の起きやすい時期でもあります。不慣れた業務のためにヒューマンエラーが起こったり、忙しさのあまり正しい作業の手順を守らず、危険な方法で作業を行ってしまったりなどということは、年度当初に起こる災害として典型的な例といえます。新入社員や配転された方々への教育は十分か、新たに導入された機械や設備などの安全対策は確認されているか、業務に追われて安全への意識が疎かになっていないか等、今この機会に、事業場内の安全管理について、見直してみたいかがでしょうか。

労働者の皆様が、元気で、健康に働き続けることは、会社が健全に発展していくため必要不可欠なことです。事故が起きてしまったら、使用者も、労働者も、得することは何一つありません。小さなケガで済めばよいですが、もしも、命に関わるような大きな事故が起きてしまったら…。どれだけ後悔しても、二度と取り返しはつきません。

今一度、職場の安全管理を再点検し、労使が協力して、一層の災害防止に取り組んでいただきたいと思います。

中部支部定期会員会議を開催

4月19日(水)、倉吉シティホテルにおいて定期会員会議を開催しました。

来賓として、鳥取労働局から河野労働基準部長・宮崎監督課長・仲浜健康安全課長並びに今井倉吉監督署長をお迎えして盛大に開催されました。

井木支部長の挨拶に次いで、来賓を代表して河野労働基準部長並びに今井倉吉監督署長より祝辞を頂きました。

鳥取部品(株)の羽柴利政氏を議長に選出し、「平成28年度事業報告・決算」、「剰余金処分(案)」、「平成29年度事業計画(案)・予算(案)」が審議され、いずれも原案のとおり可決承認されました。

会議の終了後、鳥取労働局宮崎監督課長並びに仲浜健康安全課長より当面する行政課題について説明を受けました。

(28年度決算書は、次のとおり)

平成28年度決算書

(経常収益)

科目	予算額	決算額	差異
会費収入	3,000,000	3,005,892	5,892
事業収益	6,380,000	7,242,623	862,623
雑収益	160,500	250,893	90,393
当期収入合計	9,540,500	10,499,408	958,908
前期繰越金	5,748,521	5,748,521	0
経常収益合計	15,289,021	16,247,929	958,908

(経常費用)

科目	予算額	決算額	差異
事業費	8,617,000	8,710,046	93,046
管理費	730,000	665,013	△64,987
予備費	5,966,127	0	△5,966,127
経常費用合計	15,313,127	9,375,059	△5,938,068